

HER2 病理組織標本作製にかかる保険償還に対する通知について

このたび、2011年3月10日付で、第13部病理診断第13部病理診断 N005 HER2 遺伝子標本作製に関して、厚生労働省保険局医療課長通知にて、内容の改定が通知され、下記下線部が追加になりました。

<改正後>

(1) HER2 遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110318S0020.pdf>

現行の「N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製」(3:HER2タンパク 690点)のHER2タンパクは、半定量検査又はEIA法(酵素免疫測定法)による検査を行った場合に限り算定する。」においては、癌腫の規定が無いため、胃癌を包括すると考えられます。

以上のことから、各医療機関におかれましては、胃癌においてもHER2免疫染色および遺伝子標本作製を適切に実施いただきますよう、お願い致します。

保険償還に関する詳細なお問い合わせは、各都道府県の審査支払機関に直接お問い合わせくださいますようお願い致します。

2011年3月

胃癌トラスツズマブ病理部会